

【参考法令】

○ 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

（情報の公開等）

第59条の2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- （1） 第31条第1項若しくは第45条の36第2項の認可を受けたとき、又は同条第4項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- （2） 第45条の35第2項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- （3） 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

2～ （略）

（申請）

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

- （1）～ （略）

2～ （略）

（報酬等）

第45条の35 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

- 2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更）

第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

- 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。

- 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(所轄庁への届出)

第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

(1) 第45条の32第1項に規定する計算書類等

(2) 第45条の34第2項に規定する財産目録等

(計算書類等の備置き及び閲覧等)

第45条の32 社会福祉法人は、計算書類等(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第45条の28第2項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)をいう。以下この条において同じ。)を、定時評議員会の日(第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2～ (略)

(計算書類等の作成及び保存)

第45条の27 社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 (略)

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第45条の34 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に(社会福祉法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく)、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

(1) 財産目録

(2) 役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿

をいう。第4項において同じ。)

(3) 報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第59条の2第1項第2号において同じ。)の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

2～ (略)

○ 社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

(事業の概要等)

第2条の4 1 法第45条の3 4 第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他当該社会福祉法人に関する基本情報

(2) 当該終了した会計年度の翌会計年度(以下この条において「当会計年度」という。)の初日における評議員の状況

(3) 当会計年度の初日における理事の状況

(4) 当会計年度の初日における監事の状況

(5) 当該終了した会計年度(以下この条において「前会計年度」という。)及び当会計年度における会計監査人の状況

(6) 当会計年度の初日における職員の状況

(7) 前会計年度における評議員会の状況

(8) 前会計年度における理事会の状況

(9) 前会計年度における監事の監査の状況

(10) 前会計年度における会計監査の状況

(11) 前会計年度における事業等の概要

(12) 前会計年度末における社会福祉充実残額(法第55条の2第3項第4号に規定する社会福祉充実残額をいう。)並びに社会福祉充実計画(同条第一項に規定する社会福祉充実計画をいう。以下同じ。)の策定の状況及びその進捗の状況

(13) 当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況

(14) 第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠

(15) 事業計画を作成する旨を定款で定めている場合にあつては、事業計画

(16) その他必要な事項

(届出)

第9条 法第59条の規定による計算書類等及び財産目録等(以下「届出計算書類等」という。)の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 書面の提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。)

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面2通の提供

ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面2通の提供

(2) 電磁的方法による提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。)

イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

(3) 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関(厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

(公表)

第10条 法第59条の2第1項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第3号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行つたものとみなす。

3 法第59条の2第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)とする。

(1) 法第45条の27第2項に規定する計算書類

(2) 法第45条の34第1項第2号に規定する役員等名簿及び同項第4号に規定する書類(第2条の41第14号及び第15号に規定する事項が記載された部分を除く。)